

(仮称)一番町三丁目七番地区第一種市街地再開発事業に係る
グリーンビルディングの整備に関する協定書

仙台市(以下「甲」という。)と一番町三丁目七番地区市街地再開発準備組合(以下「乙」という。)とは、仙台市グリーンビルディングの整備を促進するための方針の実施に関する要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、乙が実施する(仮称)一番町三丁目七番地区第一種市街地再開発事業に係るグリーンビルディングの整備について、次のとおり協定を締結する。



(目的)

第1条 この協定は、グリーンビルディングの整備を促進するための方針を踏まえた事業計画の実施を確保することにより、環境にやさしい魅力的な都市空間の創出を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この協定における用語の意義は、要綱の定めるところによる。

(事業計画等)

第3条 乙は、別添事業計画書に従って事業を実施しなければならない。

(CASBEE-建築(新築)の認証等)

- 第4条 乙は、当該事業の実施設計段階において、第三者機関によるCASBEE-建築(新築)の認証を受け、工事着手まで(解体工事を除く)に、その結果を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の認証においてSランクを取得できなかったときは、その理由を書面にて甲に報告するとともに、追加の環境保全措置を講じなければならない。
 - 3 前項の場合において、乙は、必要に応じて仙台市環境影響評価審査会の意見を聴かなければならない。

(工事着手及び完了等の届出)

- 第5条 乙は、当該事業に係る工事に着手したとき及び工事が完了したときは、速やかに、その旨を書面により甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、前項の規定による工事完了の届出に当たっては、事業計画書に記載された環境の保全及び創造に向けた取り組みについての実施状況が確認できる書面を添付しなければならない。

(周辺環境への配慮等)

- 第6条 乙は、できる限り周辺環境に配慮して工事を実施しなければならない。
- 2 乙は、供用後において、事業計画書に示された環境の保全及び創造に向けた取り組みについて、効果が維持されるよう適切に管理・更新しなければならない。
 - 3 乙は、地域住民等から環境の保全及び創造の見地からの意見等が寄せられた際には、真摯に対応するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を講じなければならない。

(事業内容の変更)

第7条 乙は、当該事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告し、要綱に基づき必要な手続きを実施するものとする。

(継承)

第8条 乙は、当該事業の実施を第三者に引き継ぐ場合は、この協定に基づく乙の権利及び義務を当該第三者に継承するものとする。

(報告及び違反があった場合等の措置)

第9条 甲は、必要に応じてこの協定に定める事項について、職員に実態調査をさせ、又は乙に報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により甲が職員に実態調査をさせ、又は報告を求めるときは、これらに協力しなければならない。

3 乙がこの協定に定める事項に違反した場合、甲は乙に対して協定の目的を実現するために必要な措置をとることを請求することができる。

4 乙は、前項の請求があったときはこれに従わなければならない。

5 甲は、第3項の請求をしたときは、その旨及び当該請求の理由を公表することができる。

(その他)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、またはこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年5月23日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市

市長 郡 和子



乙 仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

一番町三丁目七番地区市街地再開発準備組合

理事長 長谷川 登



台長
仙市

